

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) はじめに

- 平成30年度介護報酬改定において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や指針について必置化されたところである。当該基準を満たしていない場合には、「身体拘束廃止未実施減算」として、1日あたり10%減算されることになった。
- 当施設では、平成18年10月1日に「大森老人ホームの身体拘束廃止対応マニュアル」を定め、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に準拠して適正化に努めてきたところであるが、あらためて入所者の尊厳を守り、適正化に向けた取組や、やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針に基本的考え方を示す。

(2) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を禁止している。

(3) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

原則身体的拘束は実施してはならないが、次の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

①切迫性	入所者本人または他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体拘束適正化（廃止）に向けた基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

- 本人または他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしている場合のみ、本人又は家族の説明同意を得て行う。
- また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常的ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 入所者主体の行動・尊厳ある生活に努めます

- ② 言葉や対応等で入所者の精神的な自由を妨げないよう努めます
- ③ 入所者の思いをくみとり、入所者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- ④ 入所者の安全を確保する観点から、入所者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討します
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者に主体的な生活をしていただけるよう努めます

3. 身体的拘束適正化検討委員会その他の体制に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体拘束適正化検討委員会を設置する。但し、リスクマネジメント委員会及び感染症対策委員会との一体的な運用を可能とする。

①委員会の設置目的

- ア. 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- イ. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ウ. 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- エ. 身体拘束廃止に関する職員全員への指導

②委員会の構成員

施設長、主任支援員、主任生活相談員、看護師、その他施設長が任命する者。

③委員会の開催

- ア. 原則として3カ月ごとに定期的開催する。
- イ. また必要に応じて随時開催する。
- ウ. 緊急を要す事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）が生じた場合で、生命保持の観点から多職種共同による委員会の開催が困難なケースでは、他の方法で意見聴取し検討に資する。

4. 職員研修に関する基本方針

職員及び新規採用時において次の研修を実施し、実施内容については記録し、保存することとする。

(1) 全職員を対象とした研修の実施

①定期的研修

身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に定期的に年2回開催する。

(2) 新規採用時研修

新規採用時の必須研修とする

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行われなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車いすやイス・ベットに体幹や四股をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベットに体幹や四股をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベット柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四股をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・シクからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルにつける。
- ⑦ 立ち上げる能力のある人に対して立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベットなどに体幹や四股をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(1) カンファレンスの実施

- ① 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による入所者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ② 要件を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 入所者本人や家族に対しての説明

様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、入所者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様式2を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は2年間以上保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

上記(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速

やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要になった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

6. 入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は書面として備えおき、入所者又は入所者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。
- (2) また電磁的記録としてホームページに掲載し公表する。

7. その他、身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当施設では、共通認識のもと職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保するとともに、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を行い、改善を推進するものとする。

附則

この指針は、2021年8月1日から施行する。